極海コード

==背景==

- ・極海は気象・海象条件が厳しく、船舶の航行に伴う安全・環境上のリスクが高い。
- ・IMOは、極海の特殊性を考慮した極海ガイドラインを2009年に策定。その後、義務的に適用される規則策定の審議を開始。
- ・2014年11月に海上人命安全条約(SOLAS条約)改正案を採択。2015年5月に海洋汚染防止条約(MARPOL条約)改正案を採択。 2016年11月に船員訓練・資格証明・当直基準条約(STCW条約)改正案を採択。
- ・2017年1月に極海コード・SOLAS条約・MARPOL条約改正の発効。

==極海コードの概要==

SOLAS条約、MARPOL条約及びSTCW条約の改正により、各条約の要件に、極海特有の事情を勘案した上乗 せ要件を適用する。

==適用船舶==

■安全要件(SOLAS条約・STCW条約関係) 極域を航行する船舶であって、国際航海に従事する全ての旅客船及び総トン数500トン以上の 全ての貨物船(ただし、損傷時復原性に係る要件は、新造船のみ)

■環境保護要件(MARPOL条約関係)

構造に係る要件は新造船のみ、排出規制等運行上の要件は全ての船舶(ただし、対象物質により一部例外あり)。

==SOLAS条約に係る主な上乗せ要件==

船体構造	氷荷重に耐えうる材質及び板厚の確保
復原性	着氷状態での復原性の確保・海氷衝突時の損傷時復原性(新造)の確保
航海設備	2台の音響測深機(新造)・遠隔操作可能な2台のサーチライトの装備
凍結防止	機関への配管及び消火管系統へのヒーティングケーブル等の設置

==MARPOL条約に係る主な上乗せ要件==

油汚染防止	燃料油タンク等の二重化(新造)、油及び油性混合物の排出禁止
有害液体物質規制	有害液体物質の排出禁止
汚水·廃棄物汚染防止	汚水、廃棄物それぞれの排出要件強化

==STCW条約に係る主な上乗せ要件==

	・船長、一航士、航海士は、本船が氷海航行するとき、基本訓練(氷海を安全航海する為の
船員技能訓練	基本知識等)の修了を義務付け
	・更に船長、一航士は、上級訓練(航海計画、操船技術、運航管理等)の修了を義務付け

==対象海域==



北極海



南極海

==今後の予定==

2018年7月 STCW条約改正の発効(極海コードの義務要件のうち、船員の技能訓練を義務付け) * 2017年2月 極海を航行する船舶の船員に対する訓練要件を義務づけるための法律改正案を国会に提出